

日吉台学区自治連合会役員選任規程

この役員選任規程は日吉台学区自治連合会会則第 10 条に基づき、自治連合会（以下「連合会」という。）役員を選任に関する手続きについて定める。

- 1 役員候補者は次に掲げるものとする。
 - (1) 単位自治会（以下「自治会」という。）の会長および連合会担当役員 1 名の計 2 名
 - (2) 役員会の推薦を受けた自治会員（若干名）
- 2 各自治会から推薦された役員候補者は、互選により会則第 9 条に定められた役員の職務分担を定める。
- 3 役員会から推薦された自治会員は、理事を担当するものとする。
- 4 役員候補者は総会において議案として一括承認を得るものとする。
- 5 この役員選任規程の改廃は総会の過半数の議決による。

付則

- 1 この規程は平成 27 年 4 月 19 日から施行する。